

支出項目についての説明

〔支出項目及び補助対象経費として認められるもの(例)〕

番号	名称	経費として認められるもの(例)
①	消耗品・材料・燃料費	・文房具 ・プリンター用インク ・コピー用紙等の紙代 ・印刷製本代(コピー代含む) ・暖房用の灯油代、自動車のガソリン代、ボイラーの燃料代等
②	備品購入費	・調理器具 ・スポーツ用具 ・楽器類 ・清掃用具 ・書籍 ・衣装代 ※備品設置に伴う工事請負費を含む。
③	食糧費	・申請団体員以外の協力者や講師等の飲食代 ・被災地支援事業での炊き出し等の材料費 ・事業で必要な参加者のための材料費
④	使用料・賃借料	・会場使用料 ・バスの借り上げ料 ・有料道路の利用料 ・土地借地料 ・用具類の借用料
⑤	報償費	・講師謝礼やお礼のため等に支払う現金や商品券、商品代(申請団体員以外)
⑥	旅費	・事業に必要な研修会等に参加する場合の交通費(スキルアップのため等) ・講師をお呼びする際の講師のための交通費 ・被災地支援活動等で現地に行くまでの交通費や宿泊料等(事業計画に沿って必要と認められる宿泊分)
⑦	通信運搬費	・郵送、宅配便にかかる経費(切手、ハガキ、小包等) ・物品の運搬費用 ・電報代
⑧	手数料	・各種申請手数料 ・振込手数料
⑨	保険料	・申請団体員や参加者等の障害保険料
⑩	委託料	・事業の実施に必要な各種委託料
⑪	その他	・上記以外で事業に必要と認められる費用

〔経費として認められないもの(例)〕

- ・個人の所有となる物品の購入費
- ・申請団体員の人件費、事務所や設備等の維持管理費、加入団体への会費等(団体等の運営のための経常的な経費)
- ・申請団体員の飲食代
- ・申請団体員が講師等になる場合等の講師謝礼やお礼のために支払う現金や商品券、商品代
- ・交際費(手土産代、差し入れ、香典、祝い金、礼状、花代等)
- ・特定の個人、法人に対する寄付金
- ・事業の実施期間外に支出した経費
- ・市民活動の経費としてふさわしくないとと思われるもの